

目次

I. 本ガイドラインの範囲及びパーソナルデータへの対応	2
(本ガイドラインの適用範囲)	2
(データ取引市場におけるパーソナルデータの安心・安全への取組みの考え方)	2
II. 本ガイドラインにおけるデータ取引市場が備えるべき要件の概要	5
(データ取引市場として必要な要件)	5
III. データ取引市場が備えるべき要件	6
III-1. データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化	6
(データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化の考え方)	6
(データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化に関する要求事項)	7
III-2. データ取引市場への参加資格の設定	9
(データ取引市場への参加資格の設定の考え方)	9
(データ取引市場への参加資格の設定に関する要求事項)	10
(データ取引市場への参加資格の例示)	12
III-3. 価格形成・提示	20
(価格形成・提示の考え方)	20
(価格形成・提示の要求事項)	21
III-4. 需給マッチング	21
(需給マッチングの考え方)	21
(需給マッチングの要求事項)	21
III-5. 取引条件の詳細化	21
(取引条件の詳細化の考え方)	21
(取引条件の詳細化の要求事項)	22
III-6. 取引対象の標準化	22
(取引対象データの標準化の考え方)	22
(取引対象の標準化の要求事項)	22
III-7. 取引の信用保証	23
(取引の信用保証の考え方)	23
(取引の信用保証の要求事項)	23
(取引の信用保証における返金制度の考え方)	24
(取引の信用保証における返金制度の要求事項)	24

Ⅲ-8. データ取引の標準契約書	24
(データ取引の標準契約書の考え方)	24
(データ取引の標準契約書の要求事項)	25

1. 本ガイドラインの範囲及びパーソナルデータへの対応

(本ガイドラインの適用範囲)

1. 本ガイドラインは、データ取引市場を運営している、もしくは運営を計画している事業者に対して、一般社団法人データ社会推進協議会（以下、当協議会）が考えるデータ取引市場が有する機能と、その機能を実現するために必要な要件を取りまとめた文書である。
2. データ取引市場は、「AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめ」¹（2017年3月 データ流通環境整備検討会 AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ）（以下、「中間とりまとめ」という）において、「データ取引市場とは、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）。（価格形成・提示、需給マッチング、取引条件の詳細化、取引対象の標準化、取引の信用保証等の機能を担うことが想定される。）」と定義されている。
3. その定義において、データ取引市場が担う役割が例示されており、「価格形成・提示、需給マッチング、取引条件の詳細化、取引対象の標準化、取引の信用保証等の機能」が取り上げられている。
4. データ取引市場は、その市場に参加するプレイヤーが存在してはじめて機能する仕組みであるため、データ取引市場への参加者に関するルールの整備及び運用も重要である。

(データ取引市場におけるパーソナルデータの安心・安全への取組みの考え方)

5. 前述の「中間とりまとめ」では、データを「個人情報を含むデータ」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ（IoT 機器からのセンシングデータ等）」の3つに分類している。

データは「個人情報を含むデータ」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらない

¹ [AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ](#)

データ (IoT 機器からのセンシングデータ等)²」の3つに分類することができるが、データ流通の便益を個人及び社会全体に還元するために、これら3つのデータの流通・活用を全体として活性化することが急務である。

3つの類型のうち、「個人情報を含むデータ (本「中間とりまとめ」において、以下「パーソナルデータ」という)」については、以下に挙げる理由により、企業や業界を越えた流通及び活用が十分進んでいるとは言い難い状況である。

² 個人に関わらないデータであっても、他のデータと組み合わせることによって個人の特定につながる可能性があることに留意が必要。

6. ここで、パーソナルデータの定義は、「個人に関するデータ。個人情報保護法に規定する「個人情報」に限らず、かつ個人識別性の有無に関わらず、位置情報や購買履歴など広く個人に関する情報を構成しうるデータ」とする²。このパーソナルデータの定義については、「中間とりまとめ」における「個人情報を含むデータ」と同義と解される。
7. データ取引の対象となるパーソナルデータの範囲を個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という）における個人情報に関する定義に従って整理すると、以下の通りである。なお、令和4年4月1日施行予定の個人情報保護法第2条第9項で定義されている「仮名加工情報」については、原則として第三者提供が認められていないため（同法第35条の2第6項）、本ガイドラインにおけるデータ取引の対象とはしない。

パーソナルデータとしてデータ取引の対象となるもの

- ・ 個人情報（個人情報保護法第2条第1項）
- ・ 要配慮個人情報（同法第2条第3項）
- ・ 個人関連情報³（同法第26条の2第1項括弧書「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。」）

パーソナルデータに含まれないがデータ取引の対象となるもの

- ・ 匿名加工情報（個人情報保護法第2条第9項）

² 「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術／パーソナルデータアーキテクチャ構築」事業での「DFFT(Data Free Flow with Trust) 実現のためのアーキテクチャ設計と国際標準化推進の研究開発」の成果物として公表された「リファレンスアーキテクチャ書」の別添資料：[用語・定義書](#)から引用。

³ 個人情報の保護に関する法律（令和4年4月1日施行）

8. データ取引市場におけるパーソナルデータの取引については、「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」⁴（2017年6月 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 政策委員会 基本戦略ワーキンググループ）において、データ取引市場に参加するプレイヤーとして、データ保有者と情報信託機能を担う者が取り上げられていることから、パーソナルデータもデータ取引市場での取引対象となることを想定していると考えられる。このことは、情報信託機能を担う者に関しては、パーソナルデータを扱うことが前提であることから明らかである。

(1) データ取引市場のプレイヤーに関するルール

データ取引市場に参加するプレイヤーとしては、①データ保有者（本人からデータを取得した者を含む。）及び②データ保有者からデータ活用に関する契約等に基づき、当該データを託される者（情報信託機能を担う者）が想定される。パーソナルデータの流通の促進と、データを活用したビジネスの活性化を図るべく、上記のうち、②情報信託機能を担う者について、後述する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）上の匿名加工情報として加工されていないパーソナルデータについても、データ保有者が安心して当該データを託することができるようにするために、適切な業務運営の担保に必要なルールを検討した。

9. パーソナルデータがデータ取引市場で取引されることが想定される場合、そのパーソナルデータの流通に関して、データ取引市場運営事業者も、安全・安心なパーソナルデータの流通を実現するための一定の責務を負っていると考えられる。
10. 仮に、データ取引市場において、個人の関与がないままパーソナルデータが取引されるような状況が生じた場合、データ取引市場に対する信頼は失われ、さらにはデータ流通自体が委縮することになりかねない。
11. パーソナルデータの安心・安全への取組みの観点からは、データ取引市場運営事業者が、自ら運営するデータ取引市場において、パーソナルデータが取引の対象に含まれるか否かを広く一般に向けて公表することが有用であると思われる。なぜならば、パーソナルデータがデータ取引市場で取引されることを明らかにすることで、データ取引市場運営事業者は、安全・安心なパーソナルデータの流通のための責務を負っていることを自ら表明することになる。その結果、自らの責務を果たすための体制の整備を促すことが期待される。

⁴ [データ取引市場等サブワーキンググループ 取りまとめ](#)

12. 一方で、パーソナルデータを取り扱わないデータ取引市場にとっては、パーソナルデータを取り扱うデータ取引市場と同等の責務を果たすための体制の整備をデータ取引市場運営事業者に求めることは事業に対する負担となり、データの流通の活性化につながらないと考えられる。
13. そこで、本ガイドラインでは、データ取引市場を、①パーソナルデータを取り扱うデータ取引市場、②パーソナルデータを取り扱わないデータ取引市場に区分し、データ取引市場運営事業者は、自ら運営するデータ取引市場のウェブサイトにおいて明記することを求めることにした。
14. パーソナルデータを取り扱うデータ取引市場の場合、さらにそのパーソナルデータについては、個人情報保護法における個人情報の取扱いの観点から、①個人情報を含むパーソナルデータと②個人情報を含まないパーソナルデータに分けられる。ここで、①個人情報を含むパーソナルデータには、個人関連情報が含まれる。ここには、「中間とりまとめ」に記載されている、個人に関わらないデータ (IoT 機器からのセンシングデータ等) であっても他のデータと組み合わせることによって個人の特定につながる可能性があるものも含まれる。一方、②個人情報を含まないパーソナルデータには、匿名加工情報や個人に関わらないデータ (IoT 機器からのセンシングデータ等) が該当する。
15. データ取引市場において取り扱うデータにパーソナルデータが含まれるか否か、またパーソナルデータに個人情報が含まれるか否かによって、データ取引市場に参加するプレイヤーに求められるデータの管理水準は異なることが想定される。
16. データ取引市場に参加するプレイヤーに求められるデータの管理水準については、データ取引市場への参加資格の設定において取扱いを明確にすることとした。

II. 本ガイドラインにおけるデータ取引市場が備えるべき要件の概要 (データ取引市場として必要な要件)

17. 本ガイドラインにおいて、データ取引市場として必要な要件を、以下の区分に従って整理する。当該区分は、「中間とりまとめ」において示されたデータ取引市場が担う機能 (価格形成・提示、需給マッチング、取引条件の詳細化、取引対象の標準化、取引の信用保証等の機能) に、当協議会がデータ取引市場に必要な機能として定める「データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化」、「データ取引市場への参加資格の設定」及び「データ取引の標準契約書」を追加したものである。

- (1) データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化
- (2) データ取引市場への参加資格の設定
- (3) 価格形成・提示
- (4) 需給マッチング
- (5) 取引条件の詳細化
- (6) 取引対象の標準化
- (7) 取引の信用保証
- (8) データ取引の標準契約書

Ⅲ. データ取引市場が備えるべき要件

Ⅲ-1. データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化

(データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化の考え方)

18. データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いを明確にするためには、パーソナルデータの定義とその範囲についての一定の合意が必要である。
19. 本ガイドラインにおけるパーソナルデータの定義は、[第6項](#)に記載のとおり、「個人に関するデータ。個人情報保護法に規定する「個人情報」に限らず、かつ個人識別性の有無に関わらず、位置情報や購買履歴など広く個人に関する情報を構成しうるデータ」とする。
20. パーソナルデータの範囲については、個人情報保護法を準用して、個人情報、匿名加工情報及び個人関連情報とする。
21. 本ガイドラインにおける個人関連情報には、例えば特定の個人を識別することができないメールアドレスなどをIDとして収集したアンケート結果などが含まれる。
22. 個人情報保護法における要配慮個人情報については、第三者提供に関して慎重な対応が求められるが、第三者提供自体が禁止されているわけではないため、本ガイドラインにおけるデータ取引市場での取引の対象とする。ただし、要配慮個人情報をデータ取引市場での取引の対象とする場合には、個人情報保護法に従った対応が求められることに留意しなければならない。
23. データ取引市場がパーソナルデータを取り扱う場合には、その旨を広く一般に向けて公表することとした。これは、パーソナルデータの第三者提供に関しては個人の関与が重要になるが、パーソナルデータを取り扱うデータ取引市場を明示的に特定すること

は個人が関与することへの助けになると考えたためである。また、データ取引市場運営事業者にとっても、自ら公表することで、パーソナルデータの取引に対応した体制の整備を行う動機付けになると考えた。

24. 一方で、パーソナルデータを取り扱わないデータ取引市場についても、その旨を広く一般に向けて公表することとした。これは、当該データ取引市場は、パーソナルデータを取り扱わないことを宣言することで、パーソナルデータを必要としないデータ取引市場への参加者にとって安心して市場に参加することができると思ったためである。
25. データ取引市場においてパーソナルデータを取り扱わないとした場合であっても、データ取引市場運営事業者がデータ提供者のデータを直接管理するわけではないため、データ提供者のデータにパーソナルデータが含まれている可能性がある。データ取引市場運営事業者は、本来、データ提供者とデータ受領者の間で中立性を保ち、原則として個別のデータ取引には関与しないが、仮に、パーソナルデータを取り扱わないデータ取引市場でパーソナルデータが取引されてしまうと、当該データ取引市場の信頼性が失われる恐れがある。
26. 当協議会が公表している「データ取引市場運営事業者認定基準」では、データ取引市場運営事業者に自らが運営するデータ取引市場で取引されるデータに対する閲覧権を認めて、監視機能を持たせている。データ取引市場運営事業者のデータ閲覧権は、データ提供者がデータ取引契約成立前にデータ取引市場で提示したデータの概要、データ項目その他データに関する内容が、データ受領者との取引契約成立後に提供するデータと一致していることを確かめるために、データ取引市場運営事業者とデータ提供者との間の契約で明記されるものである。当該データ閲覧権は、データ提供者の提供データにパーソナルデータが含まれていないことを確かめるためにも有効である。

(データ取引市場におけるパーソナルデータの取扱いの明確化に関する要求事項)

27. データ取引市場運営事業者は、自ら運営するデータ取引市場がパーソナルデータを取り扱うか否かをウェブサイトで公表しなければならない。
28. パーソナルデータを取り扱うデータ取引市場を運営する事業者は、原則としてパーソナルデータを取引する市場参加者が以下の認定制度のいずれか 1 つの認定を取得していることを確かめなければならない。

認定制度

「情報銀行」の認定（通常認定） ⁵
プライバシーマーク ^{®6}
ISMS 認証 ⁷

29. パーソナルデータを取り扱わないデータ取引市場を運営する事業者は、データ提供者のデータカタログで取引データに関するデータ項目にパーソナルデータに関するデータ項目がないことを確かめなければならない。パーソナルデータに関するデータ項目としては、以下のような項目が挙げられる。

パーソナルデータに関するデータ項目（例示）

区分	データ項目
個人に関する項目	氏名
	旧姓
	通称名
	郵便番号
	住所
	電話番号（携帯電話番号を含む）
	性別
	生年月日（生年、生年月を含む）
	年齢
	メールアドレス
	出身学校名（小中高校、専修学校、専門学校、大学、大学院）及び卒年
	顔写真
	職歴
	保護者氏名
	配偶者の有無
	世帯主氏名
	趣味・スポーツ
保有資格	

⁵ 一般社団法人日本 IT 団体連盟（IT 連盟）による [「情報銀行」の認定制度](#)

⁶ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営している [プライバシーマーク制度](#)

⁷ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）の [情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS 適合性評価制度）](#)

区分	データ項目
	商品購入履歴
	データ出典
所属組織に関する項目	組織・団体名
	郵便番号
	住所
	電話番号（携帯電話番号を含む）
	FAX 番号
	メールアドレス
	所属部署
	役職

30. パーソナルデータを取り扱わないデータ取引市場を運営する事業者は、必要と認めた場合は、データ提供者とデータ受領者の間のデータ取引契約成立後にデータ取引市場運営事業者の管理下でデータを一定期間留保し、取引データの中にパーソナルデータが含まれていないことを確認しなければならない。

III-2. データ取引市場への参加資格の設定

(データ取引市場への参加資格の設定の考え方)

31. データの取引行為をデータ提供者とデータ受領者の二者間で行う場合、一般的に取引相手に対する信用調査を相互に実施している。データ取引市場において多数のデータ提供者及びデータ受領者が参加して取引が行われる場合、通常の二者間取引と同じように信用調査を参加者が行くと、データ取引のコストが高くなり、取引の不効率が発生する。そのため、データ取引市場には、取引相手の信用調査を代替する機能が求められる。
32. データ取引市場が社会的な信用を得るためには、データ取引市場への参加資格は、社会通念上許されない項目が含まれてはならない。
33. データについては、その蓄積から利用に至るまで様々な規制が存在し、さらに国内だけではなく海外の規制にも注意することが求められている。このようなデータに係る規制については、データ受領者が、自らそのデータ規制を調査することは容易ではない。同様に、データ提供者にとっても、データ受領者がデータに関して受けている規制を調査することは容易ではない。一方、データ提供者は、データの提供に係る法令等の規制について、すでに調査を行っており、違反に該当しないことを確認していると考えられ

る。また、データ受領者も自らが受けるデータに関する規制を把握していると考えられる。このようなデータに関する規制をデータ取引市場への参加者が自ら開示することは、データ取引市場への参加者にとって、データ規制に係るリスクを低減するために有用である。

34. データ取引市場において取引されるデータに、パーソナルデータが含まれる場合には、データ取引市場運営事業者は、パーソナルデータの生成者である個人に対する安心・安全を担保するため、データ取引市場への参加資格において、パーソナルデータに対応した項目を設定しなければならない。パーソナルデータに関する要求事項については、下記（データ取引市場への参加資格の設定に関する要求事項－パーソナルデータへの対応）に記載している。

（データ取引市場への参加資格の設定に関する要求事項）

35. データ取引市場運営事業者は、自らが運営するデータ取引市場に参加できる要件を参加資格として設定し、公表しなければならない。
36. データ取引市場への参加資格には、以下の項目を含めなければならない。
- ①契約の当事者となれる自然人、法人又は団体であり、かつ活動実態があること
 - ②反社会的勢力⁸ではなく、また、反社会的勢力が実質的に経営に関与していない法人等であること、かつ将来にわたって該当しないことを確約すること
 - ③データを提供又は受領する体制が整っていること
 - ④提供又は受領しようとするデータがパーソナルデータの場合にはその旨を明確にすること
 - ⑤提供又は受領しようとするデータがパーソナルデータの場合には、データ提供者又は受領者は情報銀行認定（通常認定）、プライバシーマーク[®]、ISMS 適合性評価制度の認証のいずれか一つを取得していること
 - ⑥提供又は受領しようとするデータは公序良俗に反するデータではないこと
 - ⑦提供又は受領しようとするデータが関係する規制を参加者が自ら提示すること
 - ⑧不正競争防止法等の法令に違反する目的でのデータ取引市場への参加ではないこと
 - ⑨ネットワークビジネス⁹に関与しておらず、またネットワークビジネスを目的としたデータ取引市場への参加ではないこと
 - ⑩靈感商法等の悪質商法に関与しておらず、また悪質商法を目的としたデータ取引市場

⁸ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力及びそれに準じるものをいう。

⁹ [特定商取引法](#)第 33 条第 1 項で定義されている連鎖販売取引のことで、マルチ商法とも呼ばれる。

への参加ではないこと

37. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場への参加資格に公序良俗に反する項目を設定してはならない。
38. データ取引市場への参加資格は、データ提供者及びデータ受領者のそれぞれに対して設定しなければならない。データ取引市場への参加者がデータ提供者及びデータ受領者の両方を希望する場合には、当該参加者はそれぞれの参加資格を満たす必要がある。
39. データ取引市場運営事業者は、自ら設定した参加資格に基づいて、データ提供者及びデータ受領者がその参加資格を満たしているか否かを審査しなければならない。データ取引市場運営事業者は、審査体制の整備として、データ取引市場参加審査責任者を設置し、審査した過程及び結果を根拠資料として保存しなければならない。
40. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場への参加資格に、参加者が提供するデータ又は受領するデータに関して影響を受ける規制の開示を求めなければならない。例えば、データ取引市場への参加者が開示したデータに関する規制については、データカタログ¹⁰や取引条件の開示項目にするなど、データ取引市場において周知しなければならない。
41. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場への参加者に対して、参加申請の内容に変更があった場合又は参加申請の審査終了後1年を経過した月のどちらか短い時点で、参加資格の更新審査を行わなければならない。ただし、審査方法は簡便な方法によることができる。
42. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場への参加資格（データ提供者・データ受領者）にパーソナルデータを取り扱うか否かを確認するための項目を設定しなければならない。
43. データ取引市場運営事業者は、パーソナルデータに関してデータ提供者が個人から第三者提供の許諾を得ている場合、その許諾方法を確認し、自らの審査基準に照らして適切な方法か否かを確認しなければならない。

¹⁰ データカタログとは、流通対象となるデータセットの概要（データの所在や内容等）を示す情報で、データセットの理解や発見を容易化するものである。「[データカタログ作成ガイドライン V2.1](#)」（一般社団法人データ社会推進協議会 2021年5月26日発行）

44. データ取引市場運営事業者は、データ提供者又は受領者がパーソナルデータを取り扱う予定であるとした場合、データ提供者又は受領者は情報銀行認定（通常認定）、プライバシーマーク®、ISMS 適合性評価制度の認証のいずれか一つを取得していることを確認しなければならない。

（データ取引市場への参加資格の例示）

45. データ取引市場運営事業者がデータ提供者に対して設定する参加資格としては、以下の項目が考えられる。参加資格はデータ取引市場運営事業者とデータ提供者との契約に含めるほか、データ取引市場の運営サイトにおいて掲示することが求められる。なお、データ提供者の参加資格確認フォームとデータ取引市場参加申請書は、一体として作成することも考えられる。

データ提供者の参加資格（例示）

データ取引市場に参加するデータ提供者は以下の資格要件を満たさなければならない。

- ① 契約の当事者となれる自然人、法人又は団体であり、かつ活動実態があること
- ② 反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力が実質的に経営に関与していない法人等であること、かつ将来にわたって該当しないことを確約すること
- ③ データを提供する体制が整っていること
- ④ 提供しようとするデータがパーソナルデータの場合にはその旨を明確にすること
- ⑤ 提供しようとするデータがパーソナルデータの場合には、データ提供者は情報銀行認定（通常認定）、プライバシーマーク®、ISMS 適合性評価制度の認証のいずれか一つを取得していること
- ⑥ 提供しようとするデータは公序良俗に反するデータではないこと
- ⑦ 提供しようとするデータが関係する法令・規制を参加者が自ら提示すること
- ⑧ 不正競争防止法等の法令に違反する目的でのデータ取引市場への参加ではないこと
- ⑨ ネットワークビジネスに関与しておらず、またネットワークビジネスを目的としたデータ取引市場への参加ではないこと
- ⑩ 灵感商法等の悪質商法に関与しておらず、また悪質商法を目的としたデータ取引市場への参加ではないこと

データ提供者の参加資格確認フォーム（例示）

No	参加資格確認事項	Yes	No
1	当社は ¹¹ データ取引市場に参加するための契約を締結する契約当事者であり、休眠会社等の活動実績のない会社ではありません。		
2	当社は、 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 に定める暴力団、暴力団員等、その他これらに準ずるものには該当しないこと、また将来にわたって該当しないことを確約します。		
3	当社は提供するデータに関して、その取扱いに責任のある部署を設置しており、提供するデータに関する問い合わせ等には適宜対応する体制を構築しています。		
4	当社が提供を予定しているデータにはパーソナルデータが含まれています。		
5	当社が提供を予定しているデータには、公序良俗に反するものは含まれておりません。		
6	当社が提供を予定しているデータが個人情報保護法などの法令・規制に従う必要のある場合には、その関連する法令・規則をデータ取引市場運営事業者が定める様式にもれなく記載します。		
7	当社がデータ取引市場に参加する目的には、不正競争防止法等の法令違反に該当するような行為は含まれておりません。		
8	当社は 特定商取引法 に定める連鎖販売取引（ネットワークビジネス、マルチ商法など）には関与しておらず、またデータ取引市場に参加する目的にも含まれておりません。		
9	当社は靈感商法等の悪徳商法には関与しておらず、またデータ取引市場に参加する目的にも含まれておりません。		
10	(提供データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社が提供を予定しているデータにパーソナルデータが含まれている場合には、パーソナルデータに関するデータ取引市場運営事業者の方針に従います。		
11	(提供データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社が提供を予定しているパーソナルデータは、第三者提供の同意を取得しています。		
12	(提供データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社は一般財団法人 日本 IT 団体連盟による情報銀行認定(通常認定)を取得しています。		

¹¹ 個人事業主の場合は「私は」など、法人の場合は「当社は」「当法人は」など、それ以外の団体は「当団体」など、適宜、変更する。

No	参加資格確認事項	Yes	No
13	(提供データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得しています。		
14	(提供データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社は ISMS 適合性評価制度の認証を取得しています。		

データ提供者のデータ取引市場参加申請書（例示）

No	申請項目	記載例
1	名称	マルマルカブシキガイシャ 〇〇株式会社
2	法人番号	(13桁の番号)
3	本店所在地	東京都〇〇区〇〇
4	電話番号	03-xxxx-xxxx
5	参加者のウェブサイト	https://www.〇〇/
6	代表者氏名	〇〇××（読み仮名）
7	申請者氏名	〇〇××（読み仮名）
8	提供データの管理部署 ※組織図の提供をお願いします	△△事業部
9	提供データに関する問い合わせ先 電話番号 Eメールアドレス	xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.com
10	提供データにパーソナルデータが含まれていますか？	含まれている
11	提供データにパーソナルデータが含まれている場合は第三者提供の同意方法を記載してください。なお、パーソナルデータの取得の経緯の確認は、本申請書への記載に限らず、別途確認させていただきます。	アプリケーションのダウンロードにおいて同意画面が出現し、同意を取得
12	提供データが関係する法令・規則を記入してください。	個人情報保護法

データ提供者の参加資格の審査方法（例示）

No	参加資格	審査方法（例示）
①	契約の当事者となれる自然人、法人又は団体であり、かつ活動実態があること	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、法人番号公表サイトで基本3情報を確認する。 ・個人事業主の場合、課税証明書を手に入れる。 ・例えば個人が契約当事者として申請した場合には参加申請を受理しないことも考えられる。 ・申請者のウェブサイトを開覧し、活動の実態があるかどうかを確認する。 ・法人の場合、登記事項証明書を手入手して、休眠状態ではないかを確認する（休眠会社の場合には長期間登記を行っていない場合がある）。
②	反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力が実質的に経営に関与していない法人等であること、かつ将来にわたって該当しないことを確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット検索や新聞記事の情報検索などを利用して反社会的勢力に該当するかどうかを確認する。 ・反社会的勢力の調査会社に調査を委託することや反社チェックツールを導入することも考えられる。
③	データを提供する体制が整っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・会社組織図の提供を求め、データ取引市場参加申請書に記入された管理部署が組織図に記載されていることを確認する。 ・個人事業主の場合には、当該個人事業主が提供データの管理責任者であることを参加申請書に記載されていることを確認する。
④	提供しようとするデータがパーソナルデータの場合にはその旨を明確にすること	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供の同意方法を確認する。 ・個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編） 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯（法第30条第1項第2号、規則第22条第2項関係）に記載されている「第三者による当該個人データの取得の経緯」に準拠した手続を行う。
⑤	提供しようとするデータがパーソナルデータの場合には、データ提供者は情報銀行認定（通常認定）、プライバシーマーク®、ISMS適合性評価制度の認証のいずれか一つ	<ul style="list-style-type: none"> ・認証文書を確認し、有効なものであることを確認する。

No	参加資格	審査方法（例示）
	を取得していること	
⑥	提供しようとするデータは公序良俗に反するデータではないこと	・提供データのデータカタログを確認して、公序良俗に反するデータではないことを確かめる。
⑦	提供しようとするデータが関係する法令・規制を参加者が自ら提示すること	・データ取引市場参加申請書に記入された法令・規則を確認する。
⑧	不正競争防止法等の法令に違反する目的でのデータ取引市場への参加ではないこと	・データ提供者の参加資格確認フォームにて、自己申告を確かめる。
⑨	ネットワークビジネスに関与しておらず、またネットワークビジネスを目的としたデータ取引市場への参加ではないこと	・消費者庁の 特定商取引法ガイド に記載されている国及び都道府県における処分業者に申請者が含まれていないかを確認する。
⑩	靈感商法等の悪質商法に関与しておらず、また悪質商法を目的としたデータ取引市場への参加ではないこと	同上

46. データ取引市場運営事業者がデータ受領者に対して設定する参加資格としては、以下の項目が考えられる。参加資格はデータ取引市場運営事業者とデータ受領者との契約に含めるほか、データ取引市場の運営サイトにおいて掲示することが求められる。なお、データ受領者の参加資格確認フォームとデータ取引市場参加申請書は、一体として作成することも考えられる。

データ受領者の参加資格（例示）

<p>データ取引市場に参加するデータ受領者は以下の資格要件を満たさなければならない。</p> <p>①契約の当事者となれる自然人、法人又は団体であり、かつ活動実態があること</p> <p>②反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力が実質的に経営に関与していない法人等であること、かつ将来にわたって該当しないことを確約すること</p>
--

- ③データを受領する体制が整っていること
- ④受領しようとするデータがパーソナルデータの場合にはその旨を明確にすること
- ⑤受領しようとするデータがパーソナルデータの場合には、データ受領者は情報銀行認定（通常認定）、プライバシーマーク®、ISMS 適合性評価制度の認証のいずれか一つを取得していること
- ⑥受領しようとするデータは公序良俗に反するデータではないこと
- ⑦（対象外）
- ⑧不正競争防止法等の法令に違反する目的でのデータ取引市場への参加ではないこと
- ⑨ネットワークビジネスに関与しておらず、またネットワークビジネスを目的としたデータ取引市場への参加ではないこと
- ⑩靈感商法等の悪質商法に関与しておらず、また悪質商法を目的としたデータ取引市場への参加ではないこと

データ受領者の参加資格確認フォーム（例示）

No	参加資格確認事項	Yes	No
1	当社は ¹² データ取引市場に参加するための契約を締結する契約当事者であり、休眠会社等の活動実績のない会社ではありません。		
2	当社は、 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 に定める暴力団、暴力団員等、その他これらに準ずるものには該当しないこと、また将来にわたって該当しないことを確約します。		
3	当社は受領するデータに関して、その取扱いに責任のある部署を設置しており、受領するデータに関する問い合わせ等には適宜対応する体制を構築しています。		
4	当社が受領を予定しているデータにはパーソナルデータが含まれています。		
5	当社が受領を予定しているデータには、公序良俗に反するものは含まれておりません。		
6	当社がデータ取引市場に参加する目的には、不正競争防止法当の法令違反に該当するような行為は含まれておりません。		
7	当社は 特定商取引法 に定める連鎖販売取引（ネットワークビジネ		

¹² 個人事業主の場合は「私は」など、法人の場合は「当社は」「当法人は」など、それ以外の団体は「当団体」など、適宜、変更する。

No	参加資格確認事項	Yes	No
	ス、マルチ商法など)には関与しておらず、またデータ取引市場に参加する目的にも含まれておりません。		
8	当社は靈感商法等の悪徳商法には関与しておらず、またデータ取引市場に参加する目的にも含まれておりません。		
9	(受領データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社が受領を予定しているデータにパーソナルデータが含まれている場合には、パーソナルデータに関するデータ取引市場運営事業者の方針に従います。		
10	(受領データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社は一般財団法人 日本 IT 団体連盟による情報銀行認定(通常認定)を取得しています。		
11	(受領データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得しています。		
12	(受領データにパーソナルデータが含まれている場合に限る) 当社は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターのISMS 認証を取得しています。		

データ受領者のデータ取引市場参加申請書(例示)

No	申請項目	記載例
1	名称	マルマルカブシキガイシャ 〇〇株式会社
2	法人番号	(13桁の番号)
3	本店所在地	東京都〇〇区〇〇
4	電話番号	03-xxxx-xxxx
5	参加者のウェブサイト	https://www.〇〇/
6	代表者氏名	〇〇××(読み仮名)
7	申請者氏名	〇〇××(読み仮名)
8	受領データの管理部署 ※組織図の提供をお願いします	△△事業部
9	受領データに関する問い合わせ先 電話番号 Eメールアドレス	03-xxxx-xxxx xxxx@xxx.com
10	受領データにパーソナルデータが含ま	含まれている

No	申請項目	記載例
	れていますか？	

データ受領者の参加資格の審査方法（例示）

No	参加資格	審査方法（例示）
①	契約の当事者となれる自然人、法人又は団体であり、かつ活動実態があること	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、法人番号公表サイトで基本3情報を確認する。 ・個人事業主の場合、課税証明書を入手する。 ・例えば個人が契約当事者として申請した場合には参加申請を受理しないことも考えられる。 ・申請者のウェブサイトを開覧し、活動の実態があるかどうかを確かめる。 ・法人の場合、登記事項証明書を入手して、休眠状態ではないかを確かめる（休眠会社の場合には長期間登記を行っていない場合がある）。
②	反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力が実質的に経営に関与していない法人等であること、かつ将来にわたって該当しないことを確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット検索や新聞記事の情報検索などを利用して反社会的勢力に該当するかどうかを確かめる。 ・反社会的勢力の調査会社に調査を委託することや反射チェックツールを導入することも考えられる。
③	データを提供する体制が整っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・会社組織図の提供を求め、データ取引市場参加申請書に記入された管理部署が組織図に記載されていることを確認する。 ・個人事業主の場合には、当該個人事業主が提供データの管理責任者であることを参加申請書に記載されていることを確かめる。
④	受領しようとするデータがパーソナルデータの場合にはその旨を明確にすること	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供者の参加資格確認フォームにて、自己申告を確かめる。
⑤	受領しようとするデータがパーソナルデータの場合には、データ提供者は情報銀行認定（通常認定）、プライバシーマーク®、ISMS 適合性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・認証文書を確認し、有効なものであることを確かめる。

No	参加資格	審査方法（例示）
	制度の認証のいずれか一つを取得していること	
⑥	受領しようとするデータは公序良俗に反するデータではないこと	・提供データのデータカタログを確認して、公序良俗に反するデータではないことを確かめる。
⑦	(対象外)	
⑧	不正競争防止法等の法令に違反する目的でのデータ取引市場への参加ではないこと	・データ提供者の参加資格確認フォームにて、自己申告を確かめる。
⑨	ネットワークビジネスに関与しておらず、またネットワークビジネスを目的としたデータ取引市場への参加ではないこと	・消費者庁の 特定商取引法ガイド に記載されている国及び都道府県における処分業者に申請者が含まれていないかを確認する。
⑩	靈感商法等の悪質商法に関与しておらず、また悪質商法を目的としたデータ取引市場への参加ではないこと	同上

III-3. 価格形成・提示

(価格形成・提示の考え方)

47. 商行為としての取引において、「何がどこで、いくらで手に入り、誰がそれを提供又は欲しているのか」という情報は決定的に重要である。データ取引市場は、本質的に「誰がデータを提供または欲しているのか」という情報を提供する存在であるが、「いくらで」提供されるかという情報については、特定のデータ取引市場への参加者に偏らないように、取引価格に関する情報を提供する機能の設計がデータ取引市場に求められる。
48. 取引価格が公表されていない場合には、データ取引市場の参加者は、このデータはいくらで取引できるのか、他ではいくらで取引されているのかについての情報が得られないことになる。
49. 一方で、データ取引市場において取引されるデータは代替性商品ではなく、測定単位を標準化して標準価格を算定するような汎用的な指標を開発するのは容易ではない。そ

ここで、本ガイドラインにおけるデータ取引市場で公表するデータの取引価格は、データ取引市場運営事業者が自ら運営するデータ取引市場での成約情報に基づいて、自ら設定した方法に基づいて算定された価格（公表価格）とした。なお、データ取引市場での公表価格を利用してデータ取引市場外でのデータの価値を測定することは想定していない。

（価格形成・提示の要求事項）

50. データ取引市場運営事業者は、公表価格を作成するための取引データの区分を設定し、成約価格の集計方法、統計手法の選択、公表価格の開示方法、タイミング、更新頻度について公表しなければならない。なお、公表価格は、取引された個々の成約価格ではなく、選択された集計方法及び統計手法に基づいて作成された指標である。

III-4. 需給マッチング

（需給マッチングの考え方）

51. データ取引市場において、お互いのデータ取引条件が一致又は類似するデータ提供者とデータ受領者が適切に紐づけられることは、効率的なデータ取引を行う上で重要である。

（需給マッチングの要求事項）

52. データ取引の需要と供給のマッチング方法については、データ取引市場運営事業者によって、様々な手法が考えられる。そのため、一律にマッチング方法を規定する必要はないが、データ取引市場参加者にとって、利便性の高い需給マッチングの仕組みをデータ取引市場運営事業者は構築しなければならない。

III-5. 取引条件の詳細化

（取引条件の詳細化の考え方）

53. データ取引市場において、データ提供者とデータ受領者との間でデータ取引に関する基本合意が成立した場合、通常は、詳細な取引条件に関する交渉を行い、取引契約を締結することになる。
54. データ取引市場でのデータ取引が効率的に行われるためには、データ取引の基本合意から最終的な取引契約締結までの期間が可能な限り短縮されていることが望ましい。そのためには、データ取引の基本合意時点で、ある程度、取引条件が詳細化されており、最終合意までの取引条件の個別交渉を少なくする必要がある。

(取引条件の詳細化の要求事項)

55. データ取引市場運営事業者は、運営するデータ取引市場での取引条件について、データ提供者とデータ受領者の個別交渉が可能な限り少なくなる程度の登録項目を設定しなければならない。

III-6. 取引対象の標準化

(取引対象データの標準化の考え方)

56. データ取引市場でデータを取引するメリットは、データの提供又は取得について、複数のデータの中から、最も有利な取引条件及び取引内容を選択できる機会が提供されていることにある。そのためには、データ取引市場において、取引相手の比較はもとより、取引対象となるデータにも比較可能性が求められる。
57. この比較可能性には、データ取引市場で提供されるデータの概要の比較（データ提供者が提供するデータの比較）とデータ取引市場で取得を希望するデータの取得条件の比較（データ受領者が提示する取得条件の比較）の両方が含まれる。
58. 本ガイドラインにおける取引対象の標準化とは、データ取引市場において、データ提供者が提供するデータの比較可能性を実現する取り組み、及びデータ受領者が提示する取得条件の比較可能性を実現する取り組みをいう。
59. データ取引市場で提供されるデータを比較するための標準化には、データ取引市場においてデータカタログを用意することが有用である。データカタログとは、データの所在や内容など概要情報を記載し、データの理解や発見を容易にするための構造化された一覧である。
60. データ取引市場でデータの受領を希望する者が、自らの希望するデータ取得条件をデータ取引市場に登録する場合が考えられる。このような場合、データの提供を希望する者が、複数の登録された取引条件を比較することは、データ提供先を発見するために有用である。

(取引対象の標準化の要求事項)

61. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場に参加するデータ提供者及びデータ受領者が、登録されている複数のデータを比較できるようにするため、「データカタログ」を用いてデータの概要の標準化を行わなければならない。さらに、データ受領者が希望する取得条件についても「取得条件リスト一覧」を用いてデータ取引条件の標準化を行わなければならない。

III-7. 取引の信用保証

(取引の信用保証の考え方)

62. データ取引市場において、データ取引参加者が安心して取引を行うためには、データとその対価が適時・適切に交換されることが必要である。データはいったん提供してしまうと、容易に複製されるなど、データ提供者のコントロールが及ばない状況に陥るリスクがある。また、データ受領者にとっては、データの取得対価を提供しても、取得後でなければデータの価値の判断が難しいという特徴がある。
63. データ提供者にとっては、データ提供後のデータコントロールの困難性があり、データ受領者にとっては、データ取得後でなければデータの評価が確定しない。したがって、データ取引の成立に伴う財（データ提供者：提供データ、データ受領者：対価）の交換のタイミングの設定は、データ取引市場の信頼を維持するために重要である。
64. データ取引市場にとって最も重要な機能は、データ取引市場で取引する参加者（取引にパーソナルデータが含まれる場合は対象となる個人も含む）の財産（データとその対価）の保証に対する信頼性を確保することである。
65. データ取引市場でのデータの提供と対価の支払のタイミングについては、一律に定められるものではないが、データ取引市場運営事業者がデータ取引市場の参加者に対して交換のタイミングに関する考え方とルールを公表し、参加者の相互信頼を築くことが求められる。

(取引の信用保証の要求事項)

66. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場におけるデータの提供と対価の支払のタイミングについて、その考え方とルールを公表しなければならない。公表は、データ取引市場への既存の参加者だけでなく、新規の参加者に対する周知のために、広く一般に行うことが必要である。
67. データ取引市場運営事業者は、データの提供と対価の交換を適切に行うための必要な措置を講じなければならない。対応方法としては、データ取引市場運営事業者が、データの提供と対価の交換のためのプラットフォームを用意することも考えられる。ただし、その場合には、データ取引市場運営事業者は、中立性の観点から、取引されるデータを自らが提供したり、取得したりすることがないようにしなければならない。

(取引の信用保証における返金制度の考え方)

68. データの取引契約の成立後、取得したデータがデータ受領者にとって要求事項を満たしていない場合がある。一般的な商取引では、返金の手続を行うケースに該当する場合であるが、データ取引においても、データ受領者の保護の観点から、限定された条件の下で返金制度を設定することは有用である。ただし、データ受領者による一方的な返金要求を抑制するため、データ取引市場運営事業者は、返金を行うための条件を明示し、公表することが求められる。なお、データ取引市場における返金制度の設定は、データ取引市場運営事業者がそのデータ取引市場の運営方針として定めるものであり、一律に返金制度の採用を求めるものではない。ただし、データ取引市場において、返金制度の有無を公表することは、市場参加者にとって有益であると考えられる。
69. データ取引における返金制度は、いったん提供したデータは物理的に返却されないことから、データ提供者にとっては、不利益を被ることになる。データの取引は本質的に非排他的な取引であるため、取引を行う当事者間での信頼性が重要であり、その信頼性が取引の基盤となる。そこで、返金制度におけるデータ提供者の保護の観点から、データ受領者が返金制度を利用したかどうかをわかるようにすることが、データ提供者に対する有益な情報提供となると考えられる。

(取引の信用保証における返金制度の要求事項)

70. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場において返金制度があるか否かを公表しなければならない。
71. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場において返金制度を採用している場合、データ受領者ごとに返金制度の利用の事実を開示しなければならない。

III-8. データ取引の標準契約書

(データ取引の標準契約書の考え方)

72. データ取引市場においてデータ取引を円滑に実行するためには、取引当事者間での交渉に係る時間を抑えることが必要である。そのためには、基本的な契約条項をあらかじめ定めた標準契約書を用意しておくことが考えられる。
73. データ取引市場でのデータの取引には、データ提供者とデータ受領者だけでなく、データ取引市場運営事業者もその取引の仲介者としての機能の発揮が求められることから、標準契約書は、データ提供者、データ受領者及びデータ取引市場運営事業者の三者間での共同契約書になると想定される。ただし、データ取引の標準契約書は、契約に関するトラブルを未然に防止し、また解決を図るために作成されるものであり、その目的

の達成の観点から、データ提供者とデータ受領者の二者間契約とするか、データ取引市場運営事業者も含めた三者間契約にするかは、データ取引市場運営事業者が決定すべきである。

(データ取引の標準契約書の要求事項)

74. データ取引市場運営事業者は、データ取引市場でのデータ取引に関する標準契約書を整備し、データ提供者及びデータ受領者に周知しなければならない。なお、標準契約書の利用は、契約当事者間での合意のうえ、標準契約書を変更することを妨げるものではない。

以上